

手持ち工事の件数による入札参加制限の実施について

令和5年4月1日以降に指名又は公告する入札から手持ち工事の件数による入札参加制限を実施します。

1 手持ち工事の対象

- (1) 企業団が発注する予定価格が130万円を超える工事を対象とする。
- (2) 当該年度以前の繰越工事や債務負担行為契約工事についても手持ち工事の件数に加えるものとする。
- (3) 特定建設工事共同企業体による工事についても各構成員全てに手持ち工事の件数に加えるものとする。
- (4) 随意契約によるものは、手持ち工事の件数に加えないものとする。
- (5) 令和5年3月31日までに契約を締結した工事については、手持ち工事の件数に加えないものとする。
- (6) 技術的に難度の高い工事、競争性に乏しい工事、鉄道事業者等が求める資格を有する特殊な工事及び緊急性の高い工事等については、企業団競争入札審査委員会に諮り、手持ち工事の対象可否について決定するものとする。
- (7) 請負者の責によらない事由により工事の一時中止期間が1か月を超えた場合は、その時点から当該工事を手持ち工事の件数から除くものとする。ただし、工事が再開された場合は、その時点から手持ち工事の件数に加えるものとする。なお、これにより、手持ち工事の件数が入札参加資格条件を超える場合が生じても差し支えないものとする。

2 手持ち工事の制限

開札日における手持ち工事の件数は、同一格付け工種で3件、格付け工種に限らずそれ以外の工種を含めた総件数で5件を上限とし、これに達した場合、入札参加の制限を受けるものとする。ただし、次の(1)(2)いずれか又は全てに該当する者は、同一格付け工種で4件、格付け工種に限らずそれ以外の工種を含め総件数で6件を上限とする。

- (1) 工事成績が特に優良な業者
(石巻地方広域水道企業団建設工事の契約に係る入札参加手続等取扱規程(以下「規程」という。)別表第3「3 資格審査基準日以降における工事成績」の(2)に該当する業者)
- (2) 企業団の業務運営に対し積極的な貢献があった場合に該当する業者
(規程別表第3「8 貢献の有無」に該当する業者)

※ 格付け工種：土木一式・水道施設・舗装・建築一式・電気・管工事

3 注意事項

- (1) 落札（落札候補の第1順位となった場合を含む。）により手持ち工事の件数が上限に達したときは、その時点で当該業者は入札参加の制限を受けることから、以後の入札に参加することができない。なお、郵便入札で以後の入札に参加を申請していた場合は無効として取扱うものとする。
- (2) 手持ち工事の制限を受ける期間は、制限を受けたときから企業団が完成届を受理したときまでとする。